旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の申立人ら(夫婦と幼児3名)について、避難先の相馬市内の住居が手狭であったことから平成24年1月に自宅に戻ったものの、発達障害のある幼児1名が避難中に入所した相馬市内の育児支援センターに引き続き通うため、日中は相馬市の住居の使用を継続していたことなどの事情を考慮し、避難継続の必要性を認め、平成24年1月以降の生活費増加費用等が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)について、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4及び申立人X5(以下、併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記損害項目について和解する こととし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互 に確認する。

-	_
≡	Н.
П	ᆫ

項目		期間		金額		
1	申立人X2の就労不能損害	自云	平成25年4月1日	1,	706,	7 4 4 円
		至	平成26年4月30日			
2	申立人X2の精神的損害(増額分)	自	平成24年1月1日	240,	2.4.0	000円
		至	平成24年8月31日		240,	
3	申立人X2の生活費増加費用(○	自	平成24年1月1日	554,	4 O O III	
	市の住居と自宅間の交通費)	至	平成26年4月30日		554,	4000

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、合計金250万1144円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載期間分に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年6月20日

(仲介委員 姫野博昭)